

国土審議会  
第1回近畿圏・中部圏整備分科会議事録

平成14年7月30日 開催

国土交通省  
国土計画局

## 国土審議会第1回近畿圏・中部圏整備分科会

- 日 時** 平成14年7月30日(火)  
14時00分～16時00分
- 場 所** 名古屋マリオットアソシアホテル 16階 タワーズボールルーム
- 議 事**
- 1 平成14年度近畿圏事業計画(案)について
  - 2 平成14年度中部圏事業計画(案)について
  - 3 国土審議会基本政策部会中間報告について
- 配付資料**
- 1 国土審議会近畿圏・中部圏整備分科会委員名簿
  - 2 座席表
  - 3 - 1 国土交通省設置法(抜粋)
  - 3 - 2 国土審議会令(抜粋)
  - 3 - 3 国土審議会運営規則
  - 4 - 1 平成14年度近畿圏事業計画について(付議)(写)
  - 4 - 2 平成14年度近畿圏事業計画(案)
  - 4 - 3 平成14年度近畿圏事業計画(案)参考図
  - 4 - 4 平成14年度近畿圏事業計画(案)参考図  
(圏域図及び京阪神大都市地域拡大図)
  - 4 - 5 平成14年度近畿圏事業計画(案)主要事業概要
  - 5 - 1 平成14年度中部圏事業計画について(付議)(写)
  - 5 - 2 平成14年度中部圏事業計画(案)
  - 5 - 3 平成14年度中部圏事業計画(案)参考図
  - 5 - 4 平成14年度中部圏事業計画(案)参考図  
(圏域図及び名古屋大都市地域拡大図)
  - 5 - 5 平成14年度中部圏事業計画(案)主要事業概要
  - 6 - 1 国土審議会基本政策部会中間報告
  - 6 - 2 国土審議会基本政策部会中間報告のポイント
  - 6 - 3 国土審議会基本政策部会中間報告に対する意見聴取概要

## 出席者

### 国土審議会近畿圏・中部圏整備分科会委員

(関係地方公共団体の長)

太田 房江 近畿開発促進協議会会長(大阪府知事)

(代理出席:山田信治 企画調整部長)

神田 真秋 中部圏開発整備地方協議会会長(愛知県知事)

(代理出席:長谷川信義 副知事)

(学識経験を有する者)

青山 吉隆 京都大学大学院工学研究科教授

伊藤 達雄 名古屋産業大学学長

太田 宏次 (社)中部経済連合会会長

木内 啓介 西日本建設業保証(株)取締役社長

北浦 かほる 大阪市立大学大学院教授

木村 操 名古屋鉄道(株)代表取締役社長

新宮 康男 関西広域連携協議会代表理事、住友金属工業(株)名誉会長

高橋 叡子 大阪国際文化協会理事長

竹内 傳史 岐阜大学地域科学部教授

竹内 礼子 季刊「静岡の文化」編集長

谷岡 郁子 中京女子大学学長

林 良嗣 名古屋大学大学院環境学研究科教授

平山 祐次 信州大学名誉教授

水尾 衣里 名古屋女子文化短期大学助教授

室崎 益輝 神戸大学都市安全研究センター教授

領木 新一郎 (社)大阪工業会会長、大阪ガス(株)代表取締役会長

(国土交通省)

国土計画局長	薦 田 隆 成
大臣官房審議官	倉 持 治 彦
総務課長	守 内 哲 男
大都市圏計画課長	野 間 清 二
都市・地域整備局大都市圏整備課長	村 山 浩 和
都市・地域整備局関西学研室長	山 田 篤 司
国土計画局計画官	川 上 征 雄
大都市圏計画課企画官	岩 本 晃 一
首都機能移転企画課企画官	永 井 智 哉
中部地方整備局長	清 治 真 人
近畿地方整備局建政部長	菱 田 一
中部地方整備局建政部長	松 川 隆 行

## 1. 開 会

野間大都市圏計画課長 お時間となりましたので、始めさせていただきたいと思います。  
それでは、ただいまから国土審議会第1回近畿圏・中部圏整備分科会を開催させていただきたいと思います。

私、本日の事務局を担当いたします、国土交通省国土計画局大都市圏計画課長をしております野間でございます。本分科会の座長が新たに選出されるまでの間、司会を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は国土審議会近畿圏・中部圏整備分科会ということでございまして、委員及び特別委員の皆様総勢24名のうち、定足数でございます半数以上の御出席をいただいております。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

## 2. 国土交通省国土計画局長挨拶

野間大都市圏計画課長 開会に当たりまして、国土計画局長の薦田から一言ごあいさつをさせていただきます。

よろしく願いいたします。

薦田局長 国土交通省国土計画局長の薦田でございます。本日は、国土交通審議官の風岡が出席する予定にしておりましたが、急遽所用により欠席させていただくことになりましたので、私の方から、国土審議会第1回近畿圏・中部圏整備分科会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様方には御多忙中のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより近畿圏及び中部圏の整備につきまして、格段の御指導、御鞭撻を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、近畿圏整備分科会及び中部圏開発整備分科会という二つの分科会でいろいろお世話になっておりましたが、この両者につきましては、構造改革の趨勢のもと、行政の一層の効率化を進めていくということから、このたび近畿圏・中部圏整備分科会として統合されたところでございます。委員の皆様におかれましては、引き続きそれぞれの圏域固有の課題につきまして、また圏域を超えた共通の課題につきまして、大所高所からの御意見を賜りますようお願い申し上げます。

また、昨年秋から3回にわたり、近畿圏整備分科会におきまして精力的に御審議をいた

いただきました近畿圏における工場等制限制度につきましては、その廃止関連の法律が7月12日に公布、施行されたところでございます。御尽力いただきました関係委員の皆様方に、この場をお借りして御礼申し上げます。

現在我が国の経済社会情勢は、少子・高齢化、高度情報化、グローバル化の進展等の大きな変化に直面するとともに、また、社会資本整備のあり方等についても検討を求められております。国土計画体系につきましても、国土計画の理念の明確化、地方分権等の諸改革への対応、計画の持つ指針性の充実等の観点から見直しが求められているところでございます。こうした中で、国土交通省といたしましては、省庁再編に伴う4省庁統合のメリットを最大限に発揮させるとともに、政策効果をより一層高めていくよう鋭意努力しているところでございます。

経済活動などの諸活動が圏域の中で一体化している大都市圏につきましては、行政単位を超えた広域的かつ総合的な視点に立って整備を進めていくことが特に重要であると考えております。近畿圏及び中部圏におきましても都市構造を再編するとともに、国際競争力を高め、我が国経済の牽引役となるよう都市再生に取り組むことによりまして、両圏域が我が国経済の再生に大きく貢献していくことが期待されると考えております。

こうしたことを踏まえまして、本日は、この後、国土交通大臣から諮問をさせていただいております近畿圏及び中部圏の平成14年度事業計画につきまして御審議をいただきますとともに、今後の国土計画制度のあり方につきまして、現在国土審議会の基本政策部会で御審議をいただいております内容につきまして、中間報告等をもとに御報告させていただく予定でございます。

国土交通省といたしましては、近畿圏と中部圏の発展に向けて、今後とも力を尽くしてまいりたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、近畿圏及び中部圏の整備に一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

野間大都市圏計画課長 それでは、まず最初に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

お手元1枚目の議事次第に配付資料の一覧がございます。その一覧と配付している資料の照合をしていただけますでしょうか。右肩に資料番号を打ってございます。不足などがございましたら、事務局の方までお申し付けいただきたいと思います。本日、資料が大部にわたっておりますけれども、右肩の資料番号で御確認の上、後ほどでも結構でございますので不足がございましたら事務局に申しただければと思います。よろしいでしょう

か。

### 3. 委員紹介

野間大都市圏計画課長 当近畿圏・中部圏整備分科会につきましては国土審議会のもとに置かれました分科会ということでございますが、本日はその統合された形での第1回目の会議ということでございますので、議事に先立ちまして、当分科会の委員、それから特別委員に御就任いただきました皆様を御紹介させていただきたいと思っております。お手元の資料1に委員名簿をお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

まず初めに、関係地方公共団体の長であります委員としまして、近畿開発促進協議会会長でございます大阪府知事太田房江委員でございます。本日は、代理として山田信治企画調整部長がお見えでございます。

続きまして、中部圏開発整備地方協議会会長であります愛知県知事神田真秋委員でございますが、本日、代理として長谷川信義副知事がお見えでございます。

次に、学識経験者の方々でございますが、あいうえお順で御紹介させていただきます。

青山吉隆委員でございます。

伊藤達雄委員でございます。

太田宏次委員でございます。

木内啓介委員でございます。

北浦かほる委員でございます。

木村 操委員でございます。

新宮康男委員でございます。

高橋叡子委員でございます。

竹内傳史委員でございます。

竹内礼子委員でございます。

谷岡郁子委員でございます。

林 良嗣委員でございます。

平山祐次委員でございます。

水尾衣里委員でございます。

室崎益輝委員でございます。

領木新一郎委員でございます。

なお、本日、秋山喜久委員、石毛直道委員、田代 和委員、西垣 覚委員、本間正明委員、八嶋健三委員につきましては、御都合により欠席との御連絡をいただいております。

以上、当分科会の委員の皆様を御紹介いたしました。皆様におかれましては、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、一言御報告させていただきますが、今回の統合前の近畿圏整備分科会において会長代理をお務めいただいております紙野桂人氏におかれましては、去る7月12日に御逝去なされました。ここに謹んで哀悼の意を表したいと思います。

#### 4．分科会長の選出等について

野間大都市圏計画課長 次に、会に先立ちまして、当分科会の分科会長を選出する必要があります。

分科会長は、国土審議会令第2条第4項の規定によりまして、当該分科会に属する委員及び特別委員のうちから、委員及び特別委員が選挙をするということになってございます。従いまして、まず順序といたしまして、分科会長選任のための間、座長を暫定的にお決めいただきまして、座長のお運びによりまして選出を進めていただきたいと思います。

事務局の方から僭越ではございますが、伊藤委員に座長をお願いいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

野間大都市圏計画課長 御異議ないようございますので、それでは恐縮でございますが、伊藤委員どうぞよろしくお願ひいたします。

伊藤座長 ただいま御指名いただきました伊藤でございます。分科会長の選出について座長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、当分科会の分科会長の選出でございますが、いかがはからいましょうか。御発言を。

どうぞ領木委員。

領木委員 領木でございます。選出につきましてはいろいろな方法があるかと存じますが、今回統合されました近畿圏・中部圏整備分科会の会長につきましては、これまで近畿圏及び中部圏それぞれの分科会の会長を務めてこられた方の中からお願ひするのがよろしいかと存じます。

このうち、分科会やそれ以前の特別委員会における委員や会長としての在任期間等を考



慮いたしますと、近畿圏としては手前勝手な推薦になって誠に恐縮でございますが、初代の会長は、関西広域連携協議会の代表理事など数多くの要職を歴任されまして、これからの広域圏整備に必要な広域連携の取り組みも含めて、官民一体となった地域づくり、地域の活性化に御尽力されまして、深い御造詣をお持ちの新宮委員に分科会会長をお願いしてはいかがというふうに存じます。

なお、次期におきましては、これは本来的にはそのときの分科会が判断することではございますが、中部圏を代表される方に会長をお引き受けいただくようなことを考えてはいかがかと存じます。

甚だ僭越ではございますが、御提案申し上げます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

ただいま、領木委員から、初代の分科会長は新宮委員をお願いしてはいかがと、御丁寧な御説明をいただきました。この御提案に対していかがいたしましょうか、お諮り申し上げます。よろしかったら、拍手で御賛同いただければと思います。

[「異議なし」と発言する者あり](拍手)

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、新宮委員に分科会長をお引き受けいただくことにいたします。

皆様に御協力いただきましたことを厚く感謝申し上げます。

これで、私の座長としての任務は終わりでございます。それでは、新宮会長こちらへお願いいたします。

新宮会長 ただいま分科会長に指名をしていただきました新宮でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

今回、近畿圏と中部圏の分科会が統合されたことによりまして、これまでそれぞれの圏域を代表しておられました方々が一緒になったわけでございますが、その中で初代の分科会の会長を務めさせていただくこと、私、大変光栄に存じております。また、その責任の重大さを改めて痛感いたしておるところでございます。

先ほど領木委員からいただきました御提案にもございましたが、私も、次はぜひ中部圏を代表される方に会長をお願い申し上げたいと思っておりますが、本年度につきましては、皆様の格別の御協力を得まして、初代の会長を務めさせていただきます。

今回の統合を機に、近畿圏と中部圏が共存を図りながら、よりよい地域整備をさらに推進していくということになれば、非常に喜ばしいことでございますので、何卒よろしくお

願いを申し上げます。

それでは、ただいまから国土審議会の第1回近畿圏・中部圏整備分科会を始めさせていただきます。

初めに、当分科会の会長代理を指名させていただきます。

資料3-2の国土審議会令第2条第6項の規定に従いまして、私から指名をさせていただきます。

私といたしましては、長年にわたって中部圏の整備に御尽力をされ、今回の統合前の中部圏開発整備分科会の会長を務めてこられました太田委員に分科会長代理をお願いしたいと思います。皆様方も、この点御了承をくださいますようお願い申し上げます。

次に、この分科会の運営などにつきまして御確認をいただきたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

野間大都市圏計画課長 それでは、分科会の運営等について御説明を申し上げます。お手元の資料3-3の国土審議会運営規則をごらんいただきたいと思います。

国土審議会運営規則第5条の1項の規定によりまして、「原則として分科会の会議または議事録につきましては速やかに公開する」ということになっております。本分科会につきましても、この規定に基づきまして速やかに議事録を公開いたしたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

新宮会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、議事録は公開をするということによろしくございますか。

[「異議なし」と発言する者あり]

新宮会長 それでは、議事録は公開することといたします。

## 5. 議 事

(1) 平成14年度近畿圏事業計画(案)について

新宮会長 では、これより議事に入らせていただきます。

本日は、配付資料のとおり、平成14年度近畿圏事業計画(案)及び平成14年度中部圏事業計画(案)について、国土交通大臣から国土審議会の意見が求められております。まず最初に、近畿圏の事業計画(案)の内容につきまして説明を受け、御審議をお願いいた

したいと思います。

それでは、事務局から概要について説明をお願いいたします。

薦田局長 それでは、平成 14 年度近畿圏事業計画（案）について御説明をさせていただきます。

お手元にあります資料 4 - 2 が近畿圏事業計画（案）でございます。事前にお届けしておったかと思しますので、本日は、資料 4 - 3 の事業ごとの参考図を用いて、本年度中に供用開始するものや、あるいは新たに着手するものを中心に、主なものを説明させていただきます。

なお、資料 4 - 4 といたしまして、封筒に入っていますが、圏域全体及び京阪神大都市地域につきまして各プロジェクトを一つの図面で示した参考図、それから資料 4 - 5 といたしまして、これから御説明いたします主要なプロジェクトの概要を写真等でお示した参考資料をお配りしてございます。適宜御参照いただければと存じます。

資料 4 - 3 でございます。

近畿圏におきましては、近畿圏基本整備計画（第 5 次）に基づきまして事業の推進に取り組んでおりますが、現況を概括いたしますと、京阪神大都市地域におきましては、産業における活力や全国的な中枢機能の低下、北近畿・南近畿では地域産業の低迷、人口減少、高齢化により、地域活力が残念ながら低下している状況にあります。こうした中で、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成といった都市再生プロジェクトを始め、都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進することといたしております。

今年度の近畿圏整備に当たりましては、基本整備計画に示されている目標としての社会や生活の姿及び目指すべき地域構造としての多核格子構造を実現するため、これから御説明させていただく主要事業を推進することとしております。

1 ページの第 1、道路でございます。その 1 として高規格幹線道路でございます。

近畿自動車道敦賀線でございますが、日本海沿岸の福井県敦賀から京都府舞鶴を経由し、大阪湾近くの兵庫県吉川を結ぶ幹線道路でありまして、現在吉川 - 舞鶴東間の 87 km が供用中でございます。今年度は、舞鶴東 - 小浜西間の 25 km が供用予定でございます。

次に、中国横断自動車道姫路鳥取線でございます。中国横断自動車道姫路鳥取線は、姫路 - 鳥取間 86 km のうち、現在佐用 - 大原間の 32 km について事業中でございます。今年度は、播磨ジャンクション - 播磨新宮間の 13 km が供用予定でございます。

次に、京都縦貫自動車道・中央自動車道西宮線でございます。京都縦貫自動車道につき

ましては、今年度は、京都第二外環状道路の3 km、丹波綾部道路の3 km及び綾部宮津道路の11 kmが供用予定でございます。京滋バイパスとのアクセスを図るため、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクションから久御山西までの3 kmが供用予定となっております。

ページをめくっていただきまして、2ページでございます。地域高規格道路でございます。

阪神高速道路につきましては、現在淀川左岸線及び延伸部、大和川線等の58.5 kmが事業中でございます。今年度は、神戸山手線の蓮池町 - 白川間の7 km及び北神戸線の有野町 - 山口町間の5 kmが供用の予定でございます。

次に3ページ、鉄道でございます。

まず、JR線等でございますが、北陸新幹線につきまして所要の調査を引き続き進めるとともに、中央新幹線についても、東京都 - 大阪市間の地形、地質等の調査を引き続き実施することといたしております。

4ページ、大阪周辺の鉄道でございます。

大阪市8号線の新線建設の継続でございますが、大阪市8号線は、大阪市の東部地域におきまして市中心部に対して放射状に整備されている既設の地下鉄、JR及び私鉄の各線と連絡し、その混雑緩和を図るため、井高野 - 今里間の約12.1 kmにおいて整備を推進しております。平成17年度に完成予定でございます。

それから、5ページでございます。京都周辺の鉄道でございます。

京都市東西線でございます。京都市東西線の延伸は、JR奈良線及び京阪電鉄宇治線と連絡させることにより、京都市醍醐地区の交通利便性を向上させるため、醍醐 - 六地蔵間の約2.4 kmでの整備を推進しております。平成16年度完成予定でございます。また、同線の二条 - 天神川間の約2.4 kmにおきまして、今年度より着手をいたします。これによりまして、鉄道不便地域であります京都市西部地域の輸送需要に対応するとともに、交通利便性を向上させることができると考えております。

次が6ページでございます。まず、港湾につきまして、国際海上コンテナターミナルの整備について申し上げます。

近畿圏におきます海上輸送の国際競争力の強化を図るため、国際海上コンテナターミナルの整備を推進することといたしております。今年度は、神戸港のポートアイランド2期地区、それから、大阪港の北港南地区において - 15m の大水深岸壁が供用予定となっております。また、平成18年の供用を目指して、堺泉北港助松地区において整備を推進するこ

ととしております。

また、深刻化する近畿圏のごみ問題に対処するため、大阪湾において広域廃棄物海面処分場の整備を推進することといたしております。

次に、空港でございます。

関西国際空港につきましては、4,000mの平行滑走路等の整備を行う2期工事として、平成19年の供用を目指しております。今年度は、平行滑走路等基本施設の整備等を推進することとしております。神戸空港につきましては平成17年度供用を目指し、神戸港ポートアイランド沖において整備が進められております。今年度は、用地造成、空港施設等の整備を推進することといたしております。

次に、7ページでございます。

河川につきましては、福井県の浅水川でございます。平成10年度に甚大な被害をもたらしました浅水川におきまして、再度災害を防止するために平成11年度より実施されております河川災害復旧等関連緊急事業が完了する予定でございます。

水資源の開発につきましては、奈良県の大滝ダムは奈良県、和歌山県への水道用水の供給の利水、さらに水力発電等を目的として、昭和40年度から建設事業が進められておりましたが、この大滝ダムの工事が今年度に完成する予定でございます。試験湛水の後、本格的に運用を開始することとなっております。

次が8ページでございます。住宅、住宅用地及び市街地ということでございます。

第1にご紹介するのは、阿倍野市街地再開発事業でございます。天王寺・阿倍野ターミナルに接した地区におきまして、都心にふさわしい都市機能を持つ市街地の整備とともに、快適な居住空間を創出するため、市街地再開事業を推進することといたしております。平成20年度事業完了予定でございます。

それから、国際文化公園都市でございます。茨木市及び箕面市にまたがる国際文化公園都市（彩都）におきまして、国際的な文化学術研究の新しい交流拠点の形成等を目的として土地区画整理事業を推進しております。平成16年の春に一部まちびらきの予定でございます。

次に、豊中市でございます。蛸池駅西、それから加西市における北条駅周辺、両者におきます市街地再開事業を今年度完了する予定でございます。

以上、簡単でございますが、御説明を申し上げます。

新宮会長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました平成 14 年度近畿圏事業計画（案）につきまして御審議をお願いいたします。御質問、御意見ございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。何か御質問ございませんか。

それでは、特に御発言もないようでございますので、皆様にお諮りをいたします。諮問のありました平成 14 年度近畿圏事業計画（案）については、原案のとおり承認することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

新宮会長 ありがとうございます。

（ 2 ）平成 14 年度中部圏事業計画（案）について

新宮会長 それでは、次に、中部圏の事業計画（案）の内容について説明をしていただいて、審議をしていただくことにいたします。

それでは、事務局から概要につきまして説明をお願いします。

薦田局長 それでは、平成 14 年度中部圏事業計画（案）につきまして御説明をいたします。

先ほどと同様に、資料 5 - 2 というのが中部圏事業計画（案）でございます。近畿圏と同様に、資料 5 - 3 の事業ごとの参考図をもとに、本年度中に供用を開始するもの、あるいは新たに着手するものを中心として、主なものを御説明させていただきたいと思います。

なお、資料 5 - 4 として封筒に入りましたもの、圏域全体及び名古屋大都市地域につきまして各プロジェクトを一つの図面に落とした参考図、それから資料 5 - 5 といたしまして、これから御説明いたします主要なプロジェクトの概要を写真などで示した参考資料を用意しておりますので、適宜御参照いただければと存じます。

それでは、資料 5 - 3 でございます。

中部圏におきましては、中部圏基本開発整備計画（第 4 次）に基づきまして事業の推進に取り組んでいるところでございます。いまだ弱い南北方向の都市圏間の連携・交流、あるいは他圏域に相当程度依存した国際交流機能、地元企業の海外進出に伴う産業空洞化の懸念等解決すべき課題を抱えております。こうした中で、世界につながる多様な連携・交流の展開を実現していくためのグローバルゲートとしての役割が期待され、都市再生プロジェクトにも位置づけられております 2005 年開港予定の中部国際空港の整備や、21 世紀において中部圏が世界に向けて大きく飛躍するための重要な役割を果たす 2005 年日本国

際博覧会、愛称として「愛・地球博」という名前がつけられていることは御承知のとおりでございますが、この国際博覧会の関連事業の整備等が鋭意進められております。今後とも、中部圏の開発整備が着実に進められることが期待されております。

このような流れを踏まえまして、今年度中部圏開発整備に当たりましては、基本開発整備計画に示されている目標とする社会や生活の姿及び目指すべき圏域構造としての「世界に開かれた多軸連結構造」の形成に向けて、これから御説明させていただくような主要な事業を推進することといたしております。

では、順に申し上げます。

1 ページ目が交通及び通信施設でございます。まず第 1 が高規格幹線道路でございます。

東海北陸自動車道は、御承知のとおり、東海地方と北陸地方をまたぐ中部圏の一体的な開発整備を推進するために、愛知県の一宮から岐阜県を經由して、富山県砺波を結ぶ計 185 km の幹線道路として整備が進められているところでございます。現在一宮ジャンクション - 飛騨清見間の 117 km 及び五箇山 - 小矢部砺波間の 27 km が既に供用済みでございます。今年度につきましては、白川 - 五箇山間の 15 km が供用の予定となっております。

次に、第二東海自動車道、それから近畿自動車道名古屋神戸線、いわゆる第二東名・第二名神でございます。第二東海自動車道、近畿自動車道名古屋神戸線は、既設の東名・名神高速道路と一体となって、21 世紀の我が国の基幹をなす幹線道路として整備が進められているところでございます。第二東海自動車道につきましては、現在名古屋南 - 東海間の 5 km が供用となっておりますが、今年度は、豊明 - 名古屋南間の 5 km 及び豊田東 - 豊田ジャンクション間の 2 km が供用の予定でございます。近畿自動車道名古屋神戸線につきましては、みえ川越 - 四日市ジャンクション間の 6 km が供用の予定となっております。

次に、近畿自動車道の名古屋大阪線でございます。図面では拡大図がついていると思います。近畿自動車道名古屋大阪線につきましては、名古屋環状 2 号線の一部である高針ジャンクション - 上社ジャンクション間の 3 km が供用予定でありますとともに、名古屋南 - 高針ジャンクション間の 12 km について事業中でございます。

それから、東海環状自動車道でございます。これは、東名・名神の高速道路や東海北陸自動車道等の高速自動車国道と一体となって広域的なネットワークを形成する、全長 160 km の一般国道自動車専用道路でございます。豊田から四日市まで全区間にわたりまして、現在事業を進めているところでございます。

次に、2 ページでございます。

地域高規格道路でございますが、名古屋高速道路につきましては、現在 32 kmが事業中でございます。本年度、名古屋市中心部から東方向に名古屋環状 2 号線とアクセスし、道路ネットワークの機能を強化するために、高速 1 号四谷高針線の四谷 - 高針間の 4 kmが供用予定となっております。名古屋南インターチェンジで第二東名自動車道に接続する高速 2 号の大高 - 名古屋南インターチェンジ間について、0.1 kmが供用予定となっております。

次に、新交通システムでございます。図の右端の方でございますが、東部丘陵線は、名古屋の都心部と東部丘陵地域のネットワークを強化することを目的といたします、藤ヶ丘 - 八草間約 9 kmの常電導磁気浮上式の新交通システムでございます。2005 年の日本国際博覧会会場へのアクセスルートの一つとして、平成 17 年の完成を目指し整備を推進しているところでございます。

次に、3 ページでございます。鉄道、JR 線等でございます。

北陸新幹線につきましては、首都圏、近畿圏等他の圏域との連携を強化し、中部圏内の地域相互間の交流を促進するとともに、鉄道サービスの向上等を図るための整備計画路線でございます。長野 - 富山間、それから石動 - 金沢間の建設を推進しているところでございます。一方、中央新幹線につきましては、東京都 - 大阪市間の地形、地質の調査を実施しているところでございます。

次に、4 ページでございます。名古屋周辺の鉄道でございます。

図の右の方にあります名古屋市 4 号線でございます。名古屋市初の環状地下鉄線として、鉄道ネットワークの強化を目的に整備が進められております。現在は、砂田橋 - 名古屋大学間（平成 15 年度完成予定）の約 4.5 km及び名古屋大学 - 新瑞橋間（平成 16 年度完成予定）の約 5.1 kmにつきまして、整備を推進しているところでございます。

次に 5 ページ、港湾、空港でございます。

港湾につきまして、国際海上コンテナターミナル整備について申し上げます。

中部圏におけます海上輸送の国際競争力の強化を図るために、大型コンテナ船の就航が可能となるよう、大水深の国際コンテナターミナルの整備を推進しているところでございます。名古屋港の飛島ふ頭南地区におきまして、- 16m 岸壁の整備に今年度新規に着手することとなっております。清水港新興津地区、それから四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区におきましても、整備を推進することといたしております。

次に、空港でございます。

中部国際空港につきましては、中部圏における航空需要の増大に対応するため、また、



2005年の日本国際博覧会の開催に合わせた供用を目指してありまして、用地造成、旅客ターミナルビル等の整備を推進しているところでございます。能登空港につきましては、平成15年7月の開港に向けて空港施設等の整備を推進してありまして、滑走路長2,000mの新空港が完成する予定になっております。また、静岡空港につきましては、平成18年の開港に向けて用地造成等を推進しているところでございます。

次に、6ページでございます。住宅、住宅用地及び市街地ということでございます。

ここで御説明いたしますのは、ささしまライブ24土地区画整理事業でございます。名古屋駅直近の笹島貨物駅跡地の周辺におきまして、商業、業務、文化、娯楽等のさまざまな都市機能が複合的に集積した名古屋都心の新しい核の形成を図るために、土地区画整理事業を推進しているところでございます。これは、平成21年度に事業完了が予定されております。

それから、牛島南市街地再開発事業でございます。名古屋駅の北約400mに位置する同地区におきまして、都市環境形成に配慮した次世代のビジネス拠点の創造によりまして名古屋駅周辺の都市再生を図るために、市街地再開発事業を推進しているところでございます。平成19年度に事業完了予定となっております。

次は、7ページでございます。水資源と国土保全であります。

まず、水資源の関係でございます。徳山ダム、図の真ん中左ぐらいですが、岐阜県、愛知県及び名古屋市への水道用水の供給、水力発電などを目的として平成19年度の完成を目指して、今年度は、ダム本体建設工事、付替道路工事など建設事業を推進することといたしております。

それから、豊川用水二期でございます。豊川用水の幹線水路は、漏水など老朽化による機能低下が著しいような状況にございます。そこで、農業用水などの安定供給と施設の安全性の確保を図るために、緊急に対策が必要な幹線水路の改築を実施することとしております。

次に、国土保全施設でございます。河川として、庄内川、新川、天白川について申し上げます。

平成12年9月に東海地方を襲いました集中豪雨によりまして甚大な被害をもたらしました河川において、再度災害の防止を図るために、庄内川、新川及び天白川、いずれも愛知県でございますが、これら河川におけます河川激甚災害対策特別緊急事業を推進することといたしております。

簡単でございますが、以上、御説明申し上げます。

新宮会長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました平成14年度中部圏事業計画（案）につきまして御審議をお願いいたします。御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

林委員 林でございます。私は土木工学が専門でございます。計画の一つ一つではなくて、その出し方についての意見でございます。先ほどの近畿圏のときにも申し上げようと思ったんですが、二つ終わってから申し上げることにしました。

今日の資料を見ますと、非常に大きな趨勢の問題、人口減少ですとか、地球環境の制約とか経済の長期の低成長という、非常に大きな枠組みの変化が後ほど出てくるわけでございます。今年度のものを先に議論しているところですが、この今年度のものについても、当然将来の大きな枠組みを見なければいけません。そういう意味で、私はこういうことを注釈としてつけたらどうかと思います。

ここに出てくる計画というのは、全部を合わせたときに、お互いにコンフリクトを起こすものですね。例えば道路と鉄道系のものが並行して整備されるようなところがございます。そういうものについては、国として一体どちらをやるうとしているのかをはっきり示す必要がある。例えば地球環境の負荷を減らそうというんだったら、どちらがいいのかとか、道路や鉄道整備の上位の目的の下に調整されて、初めて意味があり効果が期待できる。同時にやることによって片方の改善が他の改善の効果を打ち消してしまっ、トータルの効果が非常に落ちてしまうということがあります。

財政的には制約が非常に大きいということを、国民全員が知っている時期に、私どものこの審議会が「はい、よろしい」ということで全部通すということは、よろしくないと思います。そういう意味で、後ほど議論する大きな制約とか見通しに基づいて、あるいは個々のプロジェクトのコンフリクトというものをよく考えて、計画間の調整をするということをごどこかに入れていただく。私、先ほど近畿圏については申し上げなかったんですが、これはどちらの計画も同じだと思いますので、そういうことを御提案したいと思います。

以上です。

新宮会長 ただいまの御提案につきまして、国土交通省の方でどうぞ。

薦田局長 道路と鉄道との調整がとれているのかという問題提起、おっしゃったことの一つでございますけれども、私どもの扇大臣も、運輸省と建設省が一緒になって、そういう省庁統合の成果を一番出さなければいけないのが国土交通省だと常におっしゃっておら

れます。そのことにあらわれておりますように、まさにそういう形で調整がとれていなければいけないということは御指摘のとおりだと思います。従って、私どもは、国土交通省発足以来、常にそういう問題意識を持ちながらいろんな作業に取り組んできておるつもりでございます。

ただ、今おっしゃられた点は個別の事業のお話というよりも、むしろ計画における事業への取り組み姿勢というようなことでしょうか。

林委員 姿勢そのものでございますが、個別の事業に至ることもあるでしょうね。個別のこともあるでしょうし、もっと全体のこともある。つまり、高次の目標というのは一体何だということから必ずブレイクダウンする、そういうチェックが必要であろうと思われるわけです。そうじゃないと、この計画を見たときに、これは本当にやれるのかということと、いろんな意味から信頼性を失うのではないかとということ懸念しまして、計画を整合させていくという何らかの文言は必要だろうと思います。

川上計画官 よろしゅうございますでしょうか。

新宮会長 どうぞ。

川上計画官 本日の審議会で御論議いただいているものの位置づけを正確に御説明してから御審議いただくのが筋だったかと思いますが、もともと近畿圏、中部圏の計画につきましては、概ね15年の基本計画という大きな目標に向かってどういうビジョンを描くかという計画体系になっております。当然その中には、環境問題とか資源制約の問題、あるいはお互い競合するものに対する合理的な計画ということが構想されているところでございます。それで、本中部圏の計画につきましては基本開発整備計画が既に策定されているところでございますけれども、本日御議論いただいているものは毎年のそれぞれの事業の進捗状況をチェックするという意味合いでの事業計画でございます。その基本計画が毎年着実に進行されているということをチェックしていただくために、部分的な部品をお見せしているような形になってしまいました。

そういう意味で、本日、本来の中部圏の大きな目標でありますところの、「多軸連結構造」という言葉に象徴される圏域の一体的な整備に向かって、毎年どういうことをやっていくかということ御議論いただいているものですから、事業計画の本年度（平成14年度）に何をやるかという御説明に終始してしまったというところで反省があるところでございますけれども、当然環境問題、資源制約の問題については、基本計画のときにも十分考慮されております。

ただ、こういうお話をしている、また年々いろいろな事情が変わるものですが、我々も反省がございます。毎年のを事業量で計画する、いわゆるアウトプットで計画していくということについては、多々反省がございます。その辺につきましては、今後分野横断的、あるいはどういう成果が得られるかというアウトカム指標という形で計画を見直していこうということ、現在国土審議会の基本政策部会でも御議論いただいております。この後の報告事項になりますが、現在、改革の方向については審議中でございますので、この計画につきましても、そういう事業量ではなくてアウトカムの形で表現していくということに変えていきたいと考えている次第でございます。

新宮会長 よろしゅうございますでしょうか。

林委員 ということは、そういうことをどこかに記入するという意味でしょうか。

川上計画官 それは、本年度の事業計画に記述するという意味でしょうか。

林委員 ですね。これはこれでひとり歩きしますね。それから、全体の方針がそういうふうな検討中であるかもしれませんが、私は、これを注意深く書いた方がいいのではないかと。投げっ放しになっているところがあるのではないかと懸念をしております、もしそういうことだったら、そこを注意深くやるということを書く必要があるのではないかと申し上げているわけです。

野間大都市圏計画課長 わかりました。一番初めに、事業計画案の事業実施の方針のところがございます。この辺に林委員の御指摘のような趣旨を一文入れさせていただくという形にさせていただきたいと思っております。

林委員 結構です。

新宮会長 よろしゅうございますか。

ほかに。はい、どうぞ。

室崎委員 神戸大学の室崎でございます。

これは要望ということになると思うんですけども、御説明の中には特段触れておられなかったわけですが、近畿圏も中部圏も事業計画の中に防災という項目がございます。御承知のとおりだと思いますが、東海地震は始まっていると言われておりますし、近畿圏に関しましても、東南海・南海地震は確実に来る。秒読みのレベルになっておりますので、防災に関する事業につきましては、一刻も早くというスタンスで、ぜひその推進のために御努力いただきたいということを確認のために申し述べさせていただきたいと思っております。

薦田局長 私が申し上げました説明は大分項目を絞ってしまったものですから、防災に

ついて御説明の中で触れられませんでしたけれども、中部圏あるいは近畿圏、いずれにつきましても大きな項目として防災が挙がっておりますところは、既に御承知のとおりでございます。まさに先生がおっしゃられますように、防災の観点からの事業というのは、極めて重要かつ緊急でございますので、そういう形で取り組んでまいりたいと思います。

新宮会長 よろしゅうございますか。

ほかに。はい、どうぞ。

竹内（傳）委員 岐阜大学の竹内でございます。今年の、この事業計画の内容に関する問題ではないのでありますけれども、来年度以降のこともございますので、少し指摘しておきたいと思います。

1 ページですね、今回の高規格幹線道路の図面、それから地域高規格道路の図面というのが2 ページ目でございますけれども、この二つのものを見ましても、今この地域の一番重要な基盤整備である中部国際空港とのつながりを示す図面が一つも出ておりません。それで、このあたりのところが、もちろん空港の開港は今年度ではないわけでありますから今年度の事業で説明がつかないということはあるんでありますけれども、そろそろ空港の開港も近づいてきておりますし、こういう、今空港とのつながりが表現できない状態にあるということをひとつ御認識いただいて、来年以降の計画もございますので、指摘させていただきたいと思います。

川上計画官 現在お示ししている図面は計画本体をわかりやすく絵に示したものでございますけれども、中部国際空港のアクセスに関しましては、開港までの完成を目標に、知多横断道路あるいは中部国際空港連絡道路、中部国際空港連絡鉄道の整備を進めていくということで、着実にやっていきたいと考えております。図面での表現ぶりについては、明年度また工夫をしていきたいと思っております。

新宮会長 よろしゅうございますか。

竹内（傳）委員 はい、結構でございます。

新宮会長 では、どうぞ。

谷岡委員 これは、近畿も中部も両方含めてのことですけれども、これを予定どおりやりますと、今年度大体どのくらい費用がかかることになるんでしょうか。できましたら、それを教えていただきたいと思います。

川上計画官 この事業全体の事業費につきましては、もろもろの理由がございまして、一概に申し上げることはできません。それは、そもそも広域圏の計画でございますので、

望ましい将来像を描いて、そのためにどういうことをやるかということ計画にすること、それから、公共事業費につきましては施設整備一つとりましても、用地取得の費用の変動、あるいは補償費用が予測不可能であるということで、単純に積み上げするということがなかなかできない。あるいは日本全体で公共事業がどのくらいかということはわかるんですが、圏域を超える部分についてなかなか切り分けて費用を算出するということができないという意味で、当該圏域での総費用を出すことが困難な部分がございます。

おっしゃる趣旨は、公共事業に対する投資にむだがないようにという御趣旨かと思えますけれども、そういう意味では、個別の公共事業について、当然非効率的な実施ということは排除することが公共事業の見直し等で行われておりますし、こういうことで、事業実施に当たっては、個々の事業評価、費用対効果ということを実施していくということで行っていきたいと考えております。

谷岡委員 わかったような、わからないよう気がするんですけども。概算というのは、もちろんいろいろ狂うこともございましょうし、それから、予定よりも安く上がることも、高く上がることもあろうかと思うんですけども、大体概算が例えば一定パーセント以内でどのくらいという推測がなくて諮問に了承しろと言われましても、私たちはイエスと言うのか、ノーと言うのか、よくわからないものですから、概算程度のものでしわかればと思っただけです。

川上計画官 繰り返しになりますけれども、額としてどのくらいというのは申し上げかねる部分がございます。ただいま、御答弁のための準備がございませんので、大変申しわけございませんが、御容赦いただきたいと思えます。

新宮会長 どうぞ。

竹内（礼）委員 「静岡の文化」という文化雑誌の編集をしている竹内と申します。

私は、県内の伝統的な生活文化というものを記録することを仕事にしているものですから、最近の競争原理であるとか、経済効率であるということを数字で評価されることでもって、今年度、来年度というふうな数字だけで言われると、文化というものからいうと非常に辛いところがあるので、ぜひ長い、50年後、100年後のために文化を記録しておくんだ、守っていくんだということも考えた上での計画を進めていっていただきたいと思えます。

それからもう一つ、実は河川の関係でいうと、今、私も川の環境教育という子供たちの川活動をしているんですけども、盛んに自己責任という言葉が使われるようになってき

ましたが、この計画を見ると、まだまだお上の方がこれもしてあげる、あれもしてあげるという内容に見えるものですが、もしかしたら、これからは治水の問題への住民の自己責任というか、自分のことは自分で決めるという考えが入っていくのかもしれないなということ、NPO がどう関わるかも含めて住民に問いかけていただければいいと思っています。

薦田局長 文化の点についての御指摘でございます。本日の議題はまさに単年度の事業計画の御説明ということでありましたが、基本計画におきまして現行の計画を前の計画と比較いたしますと、文化についてのウエートはかなり上がっていると思います。

それから、今おっしゃられましたのは、お上が何でもやってやるというふうに読めるのではないかという御指摘だったかと思います。そこは、後ほど計画体系についての御説明を申し上げますが、実は国土計画そのものの作り方につきましてもいろいろ御議論をいただいているところでございます。おっしゃられるような表現をとるかどうかというのは別といたしまして、御指摘を踏まえて、計画の策定推進ということに当たってまいりたいと思っております。

それから、今の谷岡委員からのお話でございますが、費用の記述の点でございます。その意味では、ちょっと現時点において十分な準備がなくて、もちろん毎年度の予算措置と密接に関連した事業計画ということではございますけれども、私ども、次回の分科会までには作業を少しやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

新宮会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに御発言もないようでございますので、お諮りをさせていただきたいと思っております。

今、林委員さんをはじめ多くの方から御意見を頂戴いたしました。先ほど一旦決めたような近畿圏の計画につきましても、関係する御意見を頂戴いたしました。近畿圏の事業計画（案）と、それからただいまお諮りをいたしました中部圏の事業計画（案）に対していろいろ御指摘いただきました点につきまして、僭越ながら、分科会長でございます私に預からさせていただきまして、関係当局と調整をさせていただくことにして、御了承をいただきたいと存じます。そして、特に議論がございませんでした部分につきましては、本分科会として本計画に異議がない旨、国土審議会の会長に報告をして同意を求めた上で答申をするということにいたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

新宮会長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、木村委員には、御所用がございまして退席をされます。どうぞ。

### (3) 国土審議会基本政策部会中間報告について

新宮会長 それでは、続きまして、国土審議会基本政策部会中間報告につきまして事務局から説明をいたします。お願いします。

倉持審議官 それでは、国土審議会基本政策部会中間報告と、これに関連しまして行いましたアンケート調査結果について御説明いたします。

まず、背景でございますが、現行の全国総合開発計画、タイトルが「21世紀の国土のグランドデザイン」となっておりますけれども、平成10年3月に策定されました中で、国土計画の理念の明確化あるいは地方分権等諸改革への対応、指針性の充実といった要請にこたえることができるような国土計画体系の確立を目指すということが明記されております。これを受けまして、国土審議会に基本政策部会という専門の部会が設けられまして、国土計画の新たな課題と新たな国土計画制度について調査審議が進められております。

これから御報告させていただきます中間報告は、この基本政策部会での4回にわたります議論を経まして、昨年11月に取りまとめられたものでございます。前半の第1部が将来展望と課題、後半の第2部が国土計画体系の改革ということになっておりまして、いわば第1部が計画の中身、第2部が制度のあり方という区分になっております。

本日は、お手元に中間報告そのものが資料6-1、それから、それと一緒に資料6-2といたしまして内容のポイントを簡単にまとめた資料をお配りしております。資料6-2を用いまして御説明させていただきます。

なお、中間報告の第1部に盛り込まれた内容につきましては、昨年10月に開催しました近畿圏及び中部圏の分科会の合同会議におきまして既に御報告させていただきましたので、本日はごく簡単に触れるだけにさせていただきます。

それでは、まず、将来展望と課題につきまして、先ほども林委員からのご発言にもございましたけれども、全国の人口は今後50年間で約2割ぐらい減少する。それも、特に中枢・中核都市からの1時間圏域以外の地方圏で、非常に人口が減少すると予測されております。こういった地方部で人口が減少してまいりますと、社会的なサービスの供給といった点が大きな問題になってくるだろうと思われまます。

次に、社会資本の投資制約についてですけれども、小泉内閣の方針でプライマリーバラ



ンスを黒字化するという方針がある一方で、これまで投資されました既存ストックが相当積み上がっております。従いまして、これからは更新投資の割合が非常に大きくなってきます。こうした前提に基づきまして新規投資を計算してみますと、今後 25 年間の新規投資の累積というものは、過去 25 年の約 3 分の 1 ほどになってしまうという推計が出ております。これに対しまして、過去と同程度の新規投資を確保しようとした場合には、例えば耐用年数を相当程度延長するとか、コストを大幅に減らすという工夫を重ねることが必要となってきます。

また、経済社会の新たな潮流について見てみますと、日本に来る旅行者数ですとか、教育機関での留学生の割合が日本は非常に少ない。それから、対内直接投資、外国から日本への直接投資も日本から外国への直接投資に比べて、国際的に見て、いまだに非常に低いレベルにある。それから、IT 化もかなり遅れているという実情から、要するに、現在の日本の状態は、国際的に見まして、人、物、金といった資源を引きつける魅力が相対的に低いのではないかとということがございます。

2 ページ目をお願いいたします。

環境問題につきましては、環境負荷が少ない環境型の国土づくり、自然と人間が共生する国土づくりを進めていく必要があるということを指摘しております。

安全という観点からは、基本的には自らの身は自ら守るのが防災の基本という考え方で、ハザードマップの提供など広域的な被害想定をしました上で、災害に強い地域づくりを進めていく必要があるということを指摘しております。

それでは、こうした課題に対してどのように対応していくかということですが、第 1 に重要なのは、やはり地域が主体となって地域資源を有効活用し、個性ある地域づくりを進めていくことで、先端技術のみならず、観光資源、自然環境などの地域のポートフォリオを、各地域が競い合って組み立てていくことが必要な時代になってくるだろうということをおっしゃっております。

3 ページ目、対応の 2 番目はモビリティの向上と広域的な対応ということで、人口問題やグローバル化に対応するためには、モビリティを高めていく。つまり、人々の移動の利便性といったものや、さまざまな地域資源の流動性の向上が必要である。また、広域的なレベルで施設を整備したり、対応していくことが必要だということを指摘しております。

第 3 に、社会資本の整備、管理につきましては、ハード、ソフトの組み合わせの必要性

を指摘しております。特に、国民にとってのわかりやすさの観点、あるいはさまざまな施策の総合的な効果をどう把握するかといった観点からしますと、これからは、アウトカムの目標、つまり成果目標、何がどの程度できたかといったアウトプットの評価ではなくて、どのような成果が全体として生み出されてくるかといった成果目標を重視していくべきではないかということをおっしゃっています。

4番目に、情報公開を前提に、多様な主体の参加の重要性といったことも提言しております。

第2部は、国土計画の制度の話でございます。

まず第1が全体の国土計画の改革のねらいということですが、これからの国土計画は、開発重視の計画ではなくて、利用と開発、保全というものを一体とした総合的な国土管理の指針となる必要がある。それから、これまで2本立てでつくられておりました全国総合開発計画と国土利用計画を統合していくという方向を出しております。4ページ目、また、地方分権が進む中で、国と地方の役割分担を明確にしていくということも提言いたしております。

それから、指針性を充実するという観点から、成果を重視する目標管理型の計画、また国土計画をつくって実施して、評価をしていくというマネジメントサイクル、つまり効率的な進行管理を確立することが必要だということをおっしゃっています。

このマネジメントサイクルということですが、まず、計画内容につきましては、国の示す対応策の重点化と絞り込みを行い、計画目標の体系化を行おうということをおっしゃっています。また、そうした内容について、それによってどのような効果が得られるかを示す、成果的な指標を提示しながら、策定段階において地方公共団体、地元関係者を初め、広く国民全体から意見を聞いていこうということをおっしゃっています。先ほど林委員からあった御提言は、こういったところだと思います。

さらに、でき上がった計画につきましても、随時計画の目標の達成度、妥当性の評価を行っていくと同時に、国土をめぐる情報を常時収集、分析していく国土のモニタリングの体制を整える必要があるということをおっしゃっています。

3番目の広域計画につきましては、経済の動き、企業の動きあるいは人の動きが広域化をしておりますので、こういった潮流に対応する広域ブロック計画は今後なお必要であるということをおっしゃっています。これは、人口の減少ですとか、財政制約が厳しくなる中で、広域的な対応というものも必要でありましょうし、環境安全面でも必要な対応はあるだろうという

ことによっております。

ただし、従来どおりの広域計画を維持するというものではなくて、今後は、全国計画と広域ブロック計画の役割分担を明確にしたり、あるいは広域ブロック計画におけるマネジメントサイクルを検討していく必要があるということをおっしゃっています。

5 ページ目をお願いします。広域ブロック計画の策定主体でございますが、これからはできるだけ関係地方公共団体を中心とした地元地域の各主体が参加、協議して原案をつくり、これを国が決定するという仕組みが適当だということをおっしゃっています。その計画原案の協議メンバーの中に地元の地方公共団体のほか、学識経験者、地元の経済団体等地域づくりに取り組む民間主体を加えまして、計画とその推進を地域に根づいたものにするということとされております。

さらに、計画圏域につきましても、その適切さを検証する必要があると指摘しております。特に、複数の広域ブロック計画に重複している区域のあり方について、地域の意向を踏まえつつ検討することとされております。具体的に申しますと、現在北陸地方の全体、富山、石川、福井県が中部圏と重複しております。あるいは福井、三重、滋賀県が近畿圏及び中部圏で重複しているといったことを念頭に置いております。

最後に、4 番目が土地利用に関する部分でございますけれども、基本認識といたしましては、やはり土地については問題がまだいろいろ残されている中で、個性ある地域づくりが推進されるよう、使いやすい実効性のある枠組みが必要だということをおっしゃっています。

以上が基本政策部会の中間報告のポイントでございます。基本政策部会におきましては、今後さらに中身を詰めまして、今年の秋をめどに最終的な取りまとめを行い、国土審議会に報告することになっております。

こうした中間報告の内容につきまして、私ども、地方公共団体からアンケートによる意見聴取を行いました。このうち、広域ブロック計画に関する意見の概要というものを資料 6 - 3 に取りまとめしております。その結果について簡単に御報告させていただきます。

資料 6 - 3 の表紙のところに書いてございますけれども、今年の春に北海道、沖縄及び札幌市を除く 45 都府県、それから 11 の政令都市に対しまして、基本政策部会中間報告のうち、先ほど若干御説明した広域ブロック計画に関する部分につきましてアンケートを行いました。その結果の概要をまとめたものです。

まず、1 ページ目、広域ブロック計画の策定方法についてですけれども、中間報告に示された関係地方公共団体を中心とした地域の各主体が参加、協議して原案を作成しまして、

その上で国が計画決定とする方法につきましては、約 6 割の都府県、政令市が基本的には賛成ということの結果を得ております。ただ、賛成、反対にかかわらず、全体の約 3 割の県等が、地方公共団体間の調整が非常に難しいという実感を持っております。

2 ページ目、原案作成における民間主体の参画についてのアンケートでございます。ブロック計画の原案の作成段階におきまして、民間主体の参画については、初期から随時意見交換、合意形成を図りたいというものが一番多くて 48% ございました。主体別で見ると、どのような段階で参画すべきかにつきましては、3 ページ目でございますが、経済団体の場合は、原案をもとに協議、合意形成する段階からがいいのではないかとというのが約 20% ということが一番多い。学識経験者の場合につきましては、初期から随時意見交換、合意形成という回答が多い結果となっております。また、NPO の場合は、意見聴取でよいとする回答が多くなっております。

4 ページ目をお願いいたします。地域の各主体の調整により作成された原案の程度ということでございますが、地域間の各主体の調整により作成された原案の内容につきまして、どのくらい調整可能かという質問をしております。すべての内容について調整可能とする県は約 1 割でございます。一部未了でも、おおむね調整可能ではないかという県等は約 6 割でした。その他、2 割の県等では、地域での調整は困難であるため、各主体が盛るべきと考える内容がそのままバイディングした形で原案とならざるを得ないのではないかと回答となっております。

5 ページ目をお願いいたします。原案作成のためにそれぞれのブロックの中でどういう協議の仕組みが考えられるかという質問でございますけれども、全国一律に協議会を制度化するのではなくて、既存の組織を活用するなど地域の実情に応じた仕組みを判断すればよいとする意見が約 6 割を占めております。

6 ページ目をお願いいたします。先ほど中間報告の中で出ました、複数の広域ブロック計画に重複している地域のあり方でございます。圏域の重複に関して、これは全部の都府県市に質問しております。まず、圏域の重複をなくした場合のメリットでございますけれども、各圏域の帰属意識が高まり、地域づくりの方向性が明確になるというメリットが指摘される一方で、デメリットといたしましては、実際に複数の圏域と密接に関係する地域があるものですから、一つの圏域だけを選択することは難しいのではないかと、あるいは一つの圏域だけにした場合、社会経済の実態と計画が一致なくなり、計画の有効性、実効性がそがれるという意見もございました。

7ページ目、実際重複している県の意見を伺ったところ、三重、滋賀、福井、石川、富山の5県でございますが、圏域の重複を解消し一つの圏域のみを選択することが可能とする意見はございませんでした。

8ページ、9ページ、圏域の見直しの必要性でございます。圏域全体の見直しにつきましては、現行の計画圏域のままでよいと考えるところが6割を占めております。長野県、徳島県、北陸地方の位置づけについて具体的な見直しの意見もありました。

10ページ目、広域ブロック計画において取り組む課題でございます。第1に、広域的な経済圏の形成、観光などの広域課題への対応、第2に、広域的な連携・協力による効率的、効果的な地域整備の必要性、第3に環境保全や安全の面における複数都府県を一体とした対応の必要性といったようなことが中間報告に示されておりますけれども、これらについてはおおむね賛同が得られております。ただ、このほかに、広域ブロックの長期ビジョンあるいはアイデンティティーの形成などについても、広域ブロック計画において示すべきではないかという意見もございました。

最後に、11ページ目でございます。広域ブロック計画におけるマネジメントサイクルの導入につきましては、多くの県等は妥当と考えております。ただ、その際には地域住民の満足度といった視点も必要であります。あるいはナショナルミニマムに関する事項については統一的な指針が必要であるという意見もございました。

以上が中間報告に対する地方公共団体からの意見聴取の概要でございます。今後は、こうした地方の意見も踏まえながら、引き続き基本政策部会で議論を深めていただき、先ほど申し上げましたが、今年の秋をめどに最終報告を取りまとめていただくこととしております。

以上、国土計画体系の見直しにつきまして、基本政策部会で現在進められている検討状況について御報告させていただきました。

新宮会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見ございますでしょうか。どうぞ。

高橋委員 大阪国際文化協会というNPOを主宰しております高橋でございます。

今の中間報告をお聞きしまして、今、明治維新とも、戦後の日本の出発にも匹敵するような大きな国の構造改革の方向をこれからどう決めていくかということを相当敏感に反映していらっしゃるということは、総論としてはとても評価いたします。

ただ、各論のところにいきまして、今例えばこの問題が地方分権とか地方主体というこ

と、生活者の満足度ということと同時に、日本としての国際戦略としてどう考えていくべきかというところが少し抜けているのではないかと思います。いろいろなところに各地域で国際交流ですとか書いてありますが、日本という小さな狭い国土の中で、例えば中国とか韓国とかシンガポールに対応するためにこれからどうあるべきかということ、地域が一体としてもっと考えるべきだと思います。

そういう意味では、私は近畿圏から出ているので、そういうふうには思わないでいただきたいんですが、例えば関西空港一つにしましても、基幹空港と地方空港とは違うと思うんです。神戸空港があれば反対があったのは、基幹空港と地方空港の振り分けが市民にできていないからだだと思います。そういう意味で、大手の新聞の社説に道路公団の上下2分法という大きな問題が空港と絡めて議論されていると。私はそれを見て、本当にがく然としました。そういうマスメディアの認識が日本を引っ張っていくのであろうか。

例えばこれは本当に一例として考えていただきたいんですが、海の上にあれだけ大きなものを建てたんですから、関空が上下分離をとるのは当然だと思います。それをつぶしてしまって、これからは成田とか羽田とかいろいろ言っていますが、そういうことをすると、空港が上下一体であったら、あれだけのお荷物で、かえって国際競争力が落ちるのは当然だと思うんです。その辺の議論は国民的な合意形成にまだいっていないと思います。そういう意味で、地方と国のあり方と、日本の国全体としてこれから沈没していくのかどうかという視点をもっと入れるべきだと思います。

もう一つは、先ほど谷岡さんもおっしゃったように、そのときにもっと国民に情報公開をすべきだと。その辺は、国民は摘発するために言っていないんですね。日本のことを愛しているから知りたいんです。だめなら、我慢するものは我慢します。だけど、隠されてしまったら、発言を全部そう思ってしまう。私たちが知るのはマスメディアしかないんです。マスメディアと、こういった審議会へ出た者が皆さんに説明していくことしかありません。そういう意味では、もっと各論のところでは私たちにきっちり情報公開をおろしていただきたい。

それは、田中さんの長野の件もそうですが、今、議会と地方の首長さんがねじれを起こしているというのは、議会は国民全体を代弁していないところもあるんですね。これは選挙を放棄するから悪いんですけども、一般の利害関係のない人たちの意見を議会に通せないという仕組みが都市にはあります。4割しか投票に行かなくて、そのうちの何割かの人が議会の動かし方しているという形になっていますから。

それで、女は今、テレビとか新聞を見ても、ドラマなんか一切見ないんです。みんな政治を見ている。男の人より見ていると思います。それを私たちに入れてくださるのはどの新聞、どの週刊誌、どのメディアか、すごく見なくてはいけないから、時間がすごくかかりますし、国土交通省は、私たちにもう少しそれをわかりやすく見せてくださる場所を、パブリックコメントをとるいろんなところを、いろいろな出前講座が外務省でもはやっていますけれども、もっといろいろな地域に出して、お互いにフリーなディスカッションができる場を、これからは皆さんに展開されるべきではないでしょうか。

私たちは、先ほど林委員も言われたように、理念として、公共事業は新幹線がいいのか、道路がいいのかというのを知りたいんです。ドイツは圧倒的に道路ということで大きく展開しました。効率がいいか悪いかというのはここにこれだけ書いていらして、お金はないと言っているのに、そのお金を私たちに隠される。次は言われると言いましたけれども、そういうふうに言われたら隠していると思ってしまいます。国土交通省も一生懸命していらしたのに、国民に対して損ではないですか。そういう意味で、私たちにもう少しわかりやすく。

必ずしも反対派ばかりではないと思います。私は、必要な公共投資、公共事業は賛成と思っています。そうじゃないと日本はだめになります。そういうことで、もう少し情報公開と国際競争力ということの2点を申し上げたいと思います。

以上でございます。

薦田局長 いろいろ御指摘ありがとうございました。

最初に、国際戦略というのか、国際的な視点というものが各地方でももっと持てるようにというお話がございました。この基本政策部会の中間報告の真ん中辺あたりにいろんな図表が載せられていますが、この作業におきましても、計画体系の検討とあわせて国土の将来展望という形で、言ってみれば、計画の内作業的とも見える作業をやったのは、まさにそういうような、国がどういう方向に行くのかということについて私どものスタッフが分析をして、そういうものを情報提供していく。先ほど審議官からも御説明いたしましたように、戦後の歩みという意味では、以前は計画というのは国がつくる。その過程で少しずつ意見を聞くような仕組みがなされてきたわけですが、これを大きく転換して、計画づくりを地域からということにかじを切ろうとしているわけです。

その場合に、当然情報が必要になると思います。そういう意味で、国際的な視野からの、私どもの役所で得られるさまざまな情報というものを、あるいは分析して得た成果等を提

供するという形でコントリビュートしていきたいと考えております。

それから、情報公開の話でございます。まさにおっしゃられるとおりでございます、何分役所の行政というのは、従来、どうも情報の公開の仕方がうまくないというのか、まだ慣れていない面がございますのは否定できないところでございます。ただ、扇国土交通大臣がまさに先頭を切って、隠さないようにしようとおっしゃっておられます。現に、こんな言い方をするとあれですけども、昔の大臣であったら、こんなことにはならなかったのかという形で、情報を出すということに積極的な姿勢をお持ちで、私どもにも指導をされております。

それで、確かに今ホームページにも、国土交通省はいろんな形で情報を掲載しております。結構アクセスはあるようでございますけれども、今おっしゃられたようなことを踏まえて、より改善する努力をいたしたいと思っております。

あわせて補足いたしますと、出前講座を外務省が云々というお話がございました。国土交通省でも出前講座をやっておりますので、そういうものをより使っていただけるように努力をしてみたいと思っております。

ありがとうございました。

新宮会長 はい、どうぞ。

青山委員 京都大学の青山です。この基本政策部会のやっておられることは非常に大事なことと思って、非常によく書けていると思うんですけども、簡単なことを二つほど質問したいんです。

まず、当然この基本政策部会というのは公開で行われているだろうと思うんですけども、その結果として、マスコミもしくは国民の意見というものがフィードバックされたようなことがあったのかどうか。つまり、公開をすることによって、広く民意というか、みんなの意見を取り入れて何かをしたことがあるのかどうかということの一つをお聞きしたい。

もう一つは、計画制度と言うからには、お金の話は随分大事だと思うんです。先ほどもちょっと出ていましたけれども、地方分権ということだけを議論されているんですが、今日の話だと、財源の話は全然出てきていなんです。つまり、基本政策部会ではそういうことに関して議論されていないのかどうか。

その二つをお尋ねしたい。

川上計画官 2点御質問がありましたので、事実関係だけ申し上げます。

まず、基本政策部会は当然公開されて行っております。また、開催後につきましては、



ホームページで議事録の公開などをしております。

ただ、必ずしも国民に身近な問題ではない計画制度というものでございますので、そういう意味では余り多くの意見が寄せられていないと理解しております。また、もちろんこちらからも積極的に御意見を聴取する方法を考えていきたいと思いますが、とりあえずは一番関係の深い都道府県、それから経済団体と直に意見交換をして、その結果を反映しているという形で、間接にいろいろな意見を反映しているという状況でございます。

また、計画制度の見直しの中にお金そのもの云々とございましたが、当然地域づくりなどについては、財源とか権限の問題が大事だという議論は、要するに、それがどうなるかによって、地域づくりに大きく影響があるのではないかと御議論もございます。当然そこが大事な問題でございますが、片方で、その部分につきましては地方分権改革推進会議等で御議論されるところでございますので、それらの議論のなり行きを見ながら、必要に応じてこちらの方にも反映させていくものと考えております。

今、基本政策部会中間報告の中で御説明しましたように、試算としては、今後財政制約の中で投資はこれだけしかできませんよ、更新投資が増えますよという予測、推計など行って議論しておりますが、現段階では、制度に直に反映させるというところまで至っておりません。

そういう状況でございます。

青山委員 それともう一つ、どこかに地方が出した原案を国が計画決定するという文言があったと思うんです。この原案と国が最終的な計画決定をする間の距離というか、つまり、原案が全く180度向きが変わるようなこともあり得ると。

川上計画官 それは、原案のでき方次第だと思うんです。

青山委員 もちろんそうですけれども。

川上計画官 実はこのことについては、地方分権計画の中でそういうやり方をしてはどうかという指摘が既にあって、首都圏の計画などについて試行的に計画に盛り込むべき案の内容を上げていただいて、それで計画をつくるというプロセスを既にやっております。そのときに、このアンケートにもありましたように、必ずしも一つの案にまとまり切らなかった例もあるわけです。つまり、構成している県のそれぞれの意見がばらばらである場合もあるわけです。そういうときには、おっしゃる意味での距離が遠くなるのかもしれませんが、一つの案にまとめるように努力いたしますし、一つの案にまとまってくるような形になれば、それを最大限尊重するような形で最終決定に行くものだと思います。

青山委員 つまり、この文言だけだと、原案の重みがどの程度のものなのかというのが読み取れない。まだそこまでの突っ込んだ議論というのではないわけ。

川上計画官 当然原案を最大限尊重していくということでございます。

繰り返しになりますけれども、原案のでき方にもよるわけでございます。そこはある程度地方の自主性に任せてほしいという意見が強いものですから、できたものを見ながらということ。実施はこれからでございますので、最大限尊重してやっていくということになると思います。

倉持審議官 ちょっと補足いたしますと、先ほどの財源と権限の話ですけれども、この中間報告でもそのところは明確に意識しております。私、ちょっと端折ってしまったんですけれども、この中間報告自体の21ページ目から22ページ目にかけて、それは明確に認識しております。22ページ目のところには、「市町村合併、権限・財源配分の見直しを始めとした地方行財政制度の改革を進めることが必要である。」と書いています。それから、国土計画制度も地方の自主・自立を促進するものとなるようにというような意識を持っております。青山委員おっしゃるように、絵をかくには権限等お金が必要だということでございます。

新宮会長 どうぞ。

北浦委員 大阪市立大学の北浦と申します。

いろんな問題の一番最初のところに、いつも人口の減少と少子化の話が必ず枕詞のように出てくるんです。それで、ここでも第1部の一番最初に出てきているんですけども、第2部の国土計画体系の改革という中で、少子化を防ぐ方向での具体的な計画というのはされているのでしょうか。その辺、国土交通省だから関係ないということではなくて、私が最近すごく感じていますことは、ここ数年夜間保育のことをやっているんです。それで夜間保育の状況を見ていますと、例えばハードの問題でいえば、夜間保育園の建物ですね、その中で子供たちは食寝分離ができていないんです。

日本の戦後の住宅の問題として、食事をするところと寝るところが一緒の部屋の中でされているんですね。食事室というのが独立にとられていない。その基準を調べましても、子供たちの1人当たりの面積というのは非常に少なく、戦後すぐにつくられた保育所の基準がそのままなんです。それがいまだに変わっていない。それが認可園の実情です。

全国の夜間保育の認可園というのは49園ありまして、そのうちの21園、沖縄から北海道まで全部調べたんです。いいところ、悪いところ、いろいろありますけれども、認可園

でさえそんな状態なんです。それで、認可されていないところはそれ以下で、見せてもくれない状況です。それで、今年デンマークの方にまた行って、夜間保育を調べてみたんですけれども、5倍も6倍も、面積基準が全然違うんです。5倍、6倍できない。何10倍という感じで違って、子供たちの育つ環境が違うんです。

それで、皆さん、多分夜間保育園というと水商売の人だけが預けるとっておられると思うんですけれども、今キャリア層の女性がすごい預けているんです。例えばテレビ局に勤めているとか、医者とか弁護士の方とか、夜間の時間にかかわるような方が預けておられて、夜間保育園のイメージも随分変わってきて、需要も非常に高くなっているんです。夜まで子供を預けるのがいいかどうかという議論は別にしましても、実際、この少子化の問題というのはいろんな総合的な状況が整わないと、子供を産みたいと思わないと。

現に、ヨーロッパの方でもフランスでは人口がかなり増えてきているみたいです。そういう対策がされたことで、いろいろ増えているんです。それが、日本はいつも枕詞で少子化、少子化とついているけれども、この第2部はすごい改革の総論なので、これのどこに出ているかなと思って目を皿のようにして見ているんですが、全然出てこない。だから、これを見ていると、少子化はしょうがない傾向だとあきらめのもとに、すべてが、ではどうしましょうということに入っているんですけれども、社会のやり方とか、いろんな施設のつくり方とか、そういうことで少子化の方向も随分変わってくると思います。だから、ぜひそういう方向でやっていただきたい。

私はここ数年夜間保育園のことをやっているの、そういう立場から、あれは多分福祉の方だと思ってしまうんですけれども、もともとの面積基準から変えていって、子供を産みやすいような、いろんな子育てが安心してできるように。税制もそうですし、保育所の数の問題もそうです。そういういろんな意味で総合的な問題でないと解決しないことなので、ここだけの問題ではないとは思いますが、国土交通省の方にも、そういう方向でぜひお願いしたい。

私の役目かなと思って、非常に具体的過ぎることで申しわけないんですけれども、一言言わせていただきました。

薦田局長 ありがとうございます。

今の御指摘でございますが、一つは、先ほど審議官が御説明いたしましたように、中間報告は2部構成になっております。それで、第2部の方は国土計画体系の改革ということでございますので、まさに制度論が中心でございます。そこで今おっしゃられた少子化の

問題を触れるという形にはなっていないんですが、実は、基本政策部会でこういう計画体系を議論するに当たって、経済社会の趨勢、今後についての課題というものを、既にある全総計画をそのまま前提とするのではなくて、もう一度足元から見直してみようというために、この第1部というものがついていてございます。したがって、そういう問題意識を持ってやっているということだけ、余計がましくなりますが、申し上げたいと思います。

それから、確かに少子化対策は内閣の重要課題ということで、総理もみずから待機児童ゼロ作戦を展開しておられるわけですが、取りまとめをやるのは厚生労働省ということでございます。しかしながら、私ども国土交通省も取りまとめ役を中心として、ということではありますけれども、参画をいたしておりますし、まさにおっしゃられましたように、どちらかという、どうしても国土交通省の仕事はハードな部分になるわけですが、ハードができていればそれでいいということではないというのは重々わかっております。そういった面につきましても、常々意識はしているつもりでございますけれども、御指摘を踏まえて、計画の制度だけの話ではなくて、これから内容的に計画がどうあるべきかということの勉強の中で考えてまいりたいと思います。

北浦委員 だけど、しつこく言いますけれども、知っていただきたいのは、今だったら住宅面積が2倍ぐらいにはなっていますね。50㎡だったのが100㎡になっているんですけども、子供たちの環境というのは、そのときと同じなんです。だから、食寝分離ができていない。食事室も独立したものがなくて、寝て食べてという一つの空間でやっている。だから、そういう意味では、国土交通省の範囲に非常にかかっていると思いますので、よろしく願います。

薦田局長 はい、ありがとうございました。

新宮会長 ほかにございますか。どうぞ。

竹内(傳)委員 竹内でございます。ちょっと先ほどの、ほかの委員の議論に屋上屋を重ねるような議論になるかもしれませんけれども、2点ほど言わせていただきます。

一つは、先ほど青山委員が指摘なさいましたように、この広域計画を進めていく姿勢がはっきり出てきているのは、私は大変結構なことだと思うんですけども、そのときに、財源の関係が弱いのではないかという御指摘でした。私は、そのことだけではなくて、このあたりのところは、結局は事業制度自体に響いてくる話だろうと思うんです。

1960年代にいわゆる社会資本ABC論というのが随分議論されましたけれども、ちょうど

そのころに、我が国のいろいろな事業制度というのは確立してきておりまして、結局は、あそこで言ったところのA資本、つまり国土幹線級の基盤整備を進めるのに都合のいい事業制度が確立してきているのではないか。そのときに言いましたB資本、つまりここで言うところの広域社会基盤ですけれども、こういうものの事業を進めるための制度というのは、我々は、余り適切なものをまだ持っていないのではないかと思うんです。要するに、A資本級の事業制度を流用してやってきている。

例えば、今道路4公団の基本問題を検討しておられますけれども、ああいう議論も、A資本としての議論のまま突っ込んでしまっているのではないか。ところが、実際には高速道路の整備も、今やっているところの多くは広域ブロック資本として議論すればいいところへ来ているにもかかわらず、同じ制度でやってきているから、ああいう矛盾がいろいろ議論されるのではないかという気がするんです。

そういう点で、先ほど財源の議論は、個々にしてあるという話がありましたけれども、現行の事業制度そのものに、場合によってはこの国土審の分科会体制にも影響を与えることだろうと思うんですが、そういう制度そのものを見直すことも必要だという点を指摘させていただきたいと思います。

もう一つの点は、広域防災の問題です。先ほど室崎委員が具体例のところでお話になりましたけれども、広域防災計画というのが広域計画としても非常に重要だと思っております。特に、最近、広域防災拠点の議論が急速になされておりますけれども、そういう問題について、この計画の中に入るのかどうかということです。このあたりのところは私もわからないんですけれども、要するに、国土庁の機構改革でこういうことになりましたが、防災関係というのは国土審議会で議論する対象になっているのか、それとも外されたのかというあたりのところは、少しはっきりしていただきたいと思うわけでございます。

以上でございます。

薦田局長 前半のお話で、事業制度自身の問題になるのではないかというのは、まさにおっしゃられるとおりだと思います。従いまして、中間報告から最終報告につないでいく過程におきまして、御意見を参考にさせていただきたいと思います。

それから、防災の関係でございます。役所的にはまさに中央省庁再編によりまして、内閣が直轄で当たるという意味で、国土庁にありました防災局が内閣府に防災担当という形になったわけでございます。ただ、もちろん中央防災会議、それから防災担当の政策統轄官部局というのが置かれているということをもって、私どもは国土計画から外されたとい

うことでは考えておりません。

防災の観点というのは、現行の全国総合開発計画におきましても大きなテーマの一つとして取り上げておりますし、それは、もちろん国土庁の中にあったからということではありませんでして、国あるいは人と国土の将来ということを考えて場合に、極めて重要な課題であるということでございます。従いまして、防災ということにつきましては、私どもも国土交通省の国土計画の角度からいろいろ物を申していかなければいけませんし、計画の作成、推進というプロセスで大きなテーマの一つとして取り組んでいきたいと思っております。

新宮会長 どうぞ。

林委員 2回目で恐縮ですが、名古屋大学の林でございます。

私はこの報告で抜けていることがあると思いますが、それは2点あると思っております。特に、この後半のところに書けばいいのではないかと思います。一つは、市街地の縮減をはっきり書いた方がいいのではないかと思います。先ほどの北浦先生の人口を維持する方策というのは大賛成でありまして、それが第一義的であります。にもかかわらず、非常に難しいということではないかと思っております。

人口減少ということを使い過ぎるなということがありましたが、しかし、それはそれとして認識はする必要があります。1人当たりの市街地維持の負担ということを考えますと、現在以上に負担は可能か。100年で人口が半減する場合ならば、今の半分に市街地面積を畳んでいくということを感じ覚悟する必要がある。新しい改革(4ページの、上)のところ(3)指針性の充実の項で、目標管理型の国土計画とうたっておられますので、それをはっきり書く必要があるのではないかと。少なくとも人口に比例した市街地と、市街地の管理という、あるいは選択的縮減というか、そういう言葉をどこかに入れる必要があると思われました。それがまず第1点です。

そういうふうに縮減、市街地を2次元平面的にきちんと管理(コンパクト化)しながら、もう一つは、ではどこへ人口を集約して行くのか。中心市街地ということではよいと思っております。そこへ集まってくださいと言うだけの環境があるかということ、非常にお寒い状況にあります。中心市街地の将来型をきちんと見据えた、私は「ストック化」と呼んでいますが、建物1個ずつではなくて、街区全体のストック化を図ることをここに書くべきである。

別な言い方をしますと、社会資本とか公共空間のことはいっぱい書いてあるんですが、

民地側ですね、民地側のストック化をどう誘導していくか。公的なお金だけで町の最終的なストックをつくることは不可能であります。民地側の方を一体どう誘導するか、ストック化の方向性をはっきり出すということが必要なのではないかと思います。

それに際しては、先ほどのページの、指針性のところに掲げてありますが、開発構想提案型のもではだめだ。現在都市再生ということで、工場跡地なんかを見つけては大きなマンションを建てたりということになっておりますけれども、ああいうスポット的なものでは絶対無理であって、全域にきちんと行き渡るようなルール化ということが、ストック化に対して非常に重要ではないかと思います。

最後に、これも全般的なこと、特に1部の書き方です。どれが「境界条件」あるいは「問題」であって、どれが「目標」なのかというのがわからない。これらをまとめて非常に役所的な「将来展望」という書き方がしてありますので、区別がつかないんですね。「問題」と「目標」は何かというのを分離して書かれた方が、国民によく伝わると思います。

以上でございます。

薦田局長 今の第1点の方でございますが、まさに公のかかわる部分のみならず、民間の部分というのが重要になってくると。おっしゃられるとおりでございます。それで、この第2部の4番目に土地利用に関する、ここは計画制度という取り上げ方をいたしておりますけれども、恐らくその部分がおっしゃられたことと大きく関係してくる部分ではなからうかと思っておりますので、今後の検討に際して、御意見を重要な参考にさせていただきたいと思っております。

それから、第1部の書き方でございますが、御意見を踏まえて、もう一度読み返す作業をやりたいと思っております。

新宮会長 まだまだ御意見もあろうかと思っておりますが、予定時間が参りましたので、ただいま頂戴いたしました多くの御意見につきましては、基本政策部会がこの秋に答申をまとめるということでございますので、基本政策部会の方に極力反映するように、事務局が努力をするということで御了解をいただきたいと思いますと思っておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、長時間にわたりまして御審議をいただきまして、ありがとうございました。いろんな面で、今改革が進行中の日本でございますので、こういう議論をしていても、私自身はやや消化不良というか、そんな気もしながらおるんでございますが、事務局はメンバーも新しくなった方々でございますので、これから頑張ってもらっていただけるということで、ひとつ今日のところは取りまとめということにさせていただきたいと思っております。本

当に長時間御討議をいただきまして、ありがとうございました。

あと、事務局お願いします。

野間大都市圏計画課長 事務局でございます。本日いただいた御意見は、今後の審議、最終報告に向けて反映させていただくという分科会長の御指摘でございます。そのようにさせていただきます。

なお、本日のお手元の資料でございますけれども、大変大部になっておりますので、委員の皆様には、そのまま席に残しておいていただければ、後ほどこちらより送付させていただきますので、よろしくをお願いします。お持ち帰りは大変だと思っておりますので、後ほど送らせていただきます。なお、その際、お忘れものがないようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

[ 終 ]